

埼玉県幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金交付要綱

(通 則)

- 第1条 県は、埼玉県幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、市町（公立幼稚園を所管する市町。以下同じ。）が行う、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項に規定する補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

- 第2条 この補助金は、市町が、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応に要する経費を支援することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的とする。

(交付の対象)

- 第3条 この補助金の交付対象は、実施要綱に基づき市町が実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「対象経費」という。）とする。
- 2 交付対象者は市町とし、補助事業の内容、対象経費及び交付基準額は次条に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。
- 3 申請年度の4月1日以降に着手したものについては、交付決定日前であっても交付対象とする。

(対象経費及び交付基準額)

- 第4条 この補助金の対象経費、交付基準額は、次のとおりとする。

(1) 対象経費

市町が公立幼稚園へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要となる経費。また、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

(2) 交付基準額

（認可定員19人以下の施設）1施設当たり300千円を上限とする。

（認可定員20人以上59人以下の施設）1施設当たり400千円を上

限とする。

(認可定員60人以上の施設) 1施設当たり500千円を上限とする。
算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとする市町は、別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、その決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第2号)にて、交付の申請をした市町に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた市町は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を知事に申し出なければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 市町は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払を行う場合には、県の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更)

第9条 市町は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 第6条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は(様式第4号)によるものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 市町は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

- 第11条 市町は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

- 第12条 市町は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第9条の承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第8号)により市町に通知するものとする。
- 2 知事は、市町に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 市町が規則その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 市町が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 市町が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、市町に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までに規定する理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から、

納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

(補助金の経理)

第16条 市町は、補助事業に関する収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する会計年度の終了後、翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和2年4月30日義教指第100号)

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年7月3日教義指第451号)

この要綱は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年11月25日教義指第726号)

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年2月4日教義指第994号)

1 この要綱は、令和3年2月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

2 この通知による改正前の埼玉県幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月1日教義指第37号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月18日教義指第25号)

この要綱は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年6月26日教義指第436号)

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。